

会社法第 791 条第 1 項第 1 号および
第 801 条第 3 項第 2 号並びに
会社法施行規則第 189 条に定める事後備置書類

2022 年 10 月 1 日

株式会社タナベコンサルティンググループ

株式会社タナベコンサルティング

2022年10月1日

吸収分割に係る事後開示書面

大阪府大阪市淀川区宮原三丁目3番41号
株式会社タナベコンサルティンググループ
代表取締役社長 若松 孝彦

大阪府大阪市淀川区宮原三丁目3番41号
株式会社タナベコンサルティング
代表取締役社長 若松 孝彦

株式会社タナベコンサルティンググループ（2022年10月1日付で「株式会社タナベ経営」より商号変更。以下、「分割会社」という。）および株式会社タナベコンサルティング（2022年4月15日設立。以下、「承継会社」という。）は、2022年5月18日付で締結した吸収分割契約に基づき、2022年10月1日を効力発生日として分割会社が営む経営コンサルティング事業を承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」という。）を実施いたしました。

本件分割に係る会社法第791条第1項第1号および会社法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本件分割が効力を生じた日

2022年10月1日

2. 分割会社における事項

（1）反対株主の差止請求について（会社法第784条の2）

会社法第784条の2の規定に基づき、本件分割の差止請求をした株主はおりませんでした。

（2）反対株主の株式買取請求手続きについて（会社法第785条）

分割会社は、会社法第785条第4項に基づき、2022年8月22日に株主に対して電子公告を行いました。同条第1項に基づく株式買取請求をした株主はおりませんでした。

(3) 新株予約権買取請求手続きについて（会社法第 787 条）

該当事項はありません。

(4) 債権者異議手続きについて（会社法第 789 条）

分割会社は、承継会社への債務の承継を重疊的債務引受の方法により行っているため、会社法第 789 条の規定による手続きは行っておりません。

3. 承継会社における事項

(1) 反対株主の差止請求について（会社法第 796 条の 2）

会社法第 796 条の 2 の規定に基づき、本件分割の差止請求をした株主はおりませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続きについて（会社法第 797 条）

会社法第 797 条第 1 項に基づき、株式買取請求をした株主はおりませんでした。

(3) 債権者異議手続きについて（会社法第 799 条）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2022 年 8 月 22 日付の官報により債権者に対して所定の事項を公告しましたが、申述期限までに同条第 1 項の規定による異議申述を行った債権者はおりませんでした。なお、承継会社には知れたる債権者が存在しないため、各別の催告は行っていません。

4. 本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本件分割の効力発生日をもって本件分割契約書に基づき、経営コンサルティング事業に関する権利義務を承継いたしました。

5. 本件分割に係る変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2022 年 10 月 3 日

6. その他本件分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以 上